

## 事業分野

# 開発途上国の 経済社会開発支援

課題 2-1  
アジアを中心とした各国の多様な開発ニーズを踏まえた選択的な支援の推進

課題 2-2  
貧困削減への対応の強化

課題 2-3  
開発途上国の経済的自立に必要な民間経済活動を推進する支援

課題 2-4  
知的協力の推進

課題 2-5  
我が国国民の参加と他の援助形態・機関等との連携による開かれた業務の推進

課題 2-6  
円借款業務の質の向上

## 本事業分野における課題

中期の業務戦略(2002年3月策定)では、(1) 開発途上国の開発においては、貧困問題とグローバル化に伴う所得格差の拡大が重要な課題であり、各国の状況に応じて対応することが必要である一方、(2) 我が国国内においては、厳しい経済・財政事情や開発途上国の債務問題を背景として、一層効率的かつ効果的に開発途上国の経済社会開発を実施すべきとの議論があり、また、(3) 開発途上国の経済社会開発への関心の高まりから、広く国民等にかかれた業務への期待や、相手国に我が国による支援であることをより理解されるようにとの要請が高まっており、これらの要請や期待に応えることが必要である、等の認識のもと、以下6つの課題を設定しています。

- アジアを中心とした各国の多様な開発ニーズを踏まえた選択的な支援の推進 (課題 2-1)
- 貧困削減への対応の強化 (課題 2-2)
- 開発途上国の経済的自立に必要な民間経済活動を推進する支援 (課題 2-3)
- 知的協力の推進 (課題 2-4)
- 我が国国民の参加と他の援助形態・機関等との連携による開かれた円借款業務の推進 (課題 2-5)
- 円借款業務の質の向上 (課題 2-6)

上記課題に取り組むにあたり、平成16年度年間事業計画(2004年3月策定)では、業務戦略の基本認識の補足として、本行としても、ODAの大きな柱である円借款業務について、我が国ODA政策の根幹を成し、我が国ODAの目的、重点課題を明記した「政府開発援助大綱」(新ODA大綱、2003年8月閣議決定)に沿って業務を実施していくことを重視しています。

## 平成16年度評価のサマリー

本事業分野の課題への取り組み状況については、6つの課題のうち、4つが「適切(A)」、2つが「概ね適切(B)」との評価結果になりました。各課題の評価で特筆すべき事項等は以下のとおりです。

**アジアを中心とした各国の多様な開発ニーズを踏まえた選択的な支援の推進 (課題 2-1)**

評価 A

2004 年度には、トルコ、ウクライナ等アジア地域以外の国への支援が増加しましたが、引き続き、我が国と密接な相互依存関係にあるアジアを中心(円借款承諾額全体の 78%)に貧困削減、経済社会インフラ整備等各国の多様なニーズを踏まえた選択的な支援を推進しました。開発ニーズの把握にあたっては、現地 ODA タスクフォースへの参加(2004 年度 41 カ国)を通じた現地での取り組みを強化しましたが、一方、地域住民や NGO との直接対話によるニーズ把握については、計画を下回りました。円借款業務の実施にあたっては、相手国の開発ニーズを適切に把握し、受益者の参加を促進し、ひいては円借款に対する相手国国民の理解を得ることが重要であり、今後、相手国の地域住民・地域住民を代弁する NGO との直接対話など、相手国内の関係者との連携・協調を一層推進する必要があります。

**貧困削減への対応の強化 (課題 2-2)**

評価 A

インドネシア、インド、スリランカ等の灌漑、都市衛生環境改善、小規模インフラ等の貧困対策案件を支援し、2004 年度の円借款の承諾案件数における貧困対策案件数の割合は 27% (計画 23%)。2002 年度、2003 年度の実績は 15%、19%)となり、貧困対策案件への取り組みが強化されたとと言えます。特に、世界最大の貧困人口を抱えるインドにおいて、6 件の貧困対策案件を承諾しました。一方、貧困対策案件における貧困層の案件形成への参加については、計画を下回っており、業務戦略評価でも指摘のとおり、課題への取り組みの成果をより高めるため、今後一層の促進が必要です。また、貧困削減には、貧困層への直接的な支援に加えて、経済活動上重要となる経済社会インフラの整備を通じて、持続的な経済成長を促進することが重要であり、本行はインドネシア、ベトナム等において道路、港湾等経済社会インフラ整備への支援を積極的に行いました。昨今、経済社会インフラが貧困削減に果たす役割への国際的な再評価が高まっていますが、上記の取り組みは、こうした潮流に沿ったものと言えます。

**開発途上国の経済的自立に必要な民間経済活動を推進する支援 (課題 2-3)**

評価 A

本行の多様な金融ツールを用いて、電力、運輸等経済社会インフラ整備(インドネシア、インド等)や中小企業・裾野産業育成(インドネシア等の地場金融機関や中米経済統合銀行を通じたツー・ステップ・ローン)、IT化の促進(中国、ベトナム等)等民間経済活動を推進する支援を行いました。また、投資環境の未整備が海外直接投資受入れの阻害要因になっていることを踏まえ、カンボジア、ラオスにおいて、ハード(港湾、電力、通信のインフラ整備)、ソフト(両国政府への海外直接投資環境整備・改善に係る政策提言書の作成、手交)両面からの支援を行いました。これらは「日本・ASEAN 行動計画」を踏まえたメコン地域への直接投資促進のための協力と位置付けられるものです。

**知的協力の推進（課題 2-4）**

評価 B

開発効果を一層高めるため、資金協力と並行して、タイ、ベトナム等において、上下水道、運輸、電力等の分野の政策・制度改善、組織強化、事業の運営維持管理の改善等に関する知的協力を行いました。調査等を通じた提言については、件数ベースでは実績が計画を下回りましたが、調査の中で提言の実行を支援する工夫や、「インドの電力市場に関する制度設計」等のシンポジウム・セミナーを開催し、調査結果に関するフィードバックを充実させる取り組みが行われており、知的協力の有効性を高めるためにも、今後ともこれらを推進することが重要です。このほか、評価から得られた教訓や提言を開発途上国政府、受益住民等と幅広く共有するため、フィリピン、インド等で個別案件の事後評価やテーマ別評価に関するフィードバックセミナーを開催しました。

**我が国国民の参加と他の援助形態・機関等との連携による開かれた円借款業務の推進（課題 2-5）**

評価 B

我が国の知見・ノウハウの活用、国民参加推進の観点から、地方公共団体・NGO・大学等との連携に取り組みました。地方公共団体との連携については、人材育成、環境対策、地方開発等の案件形成段階において、地方公共団体の関係者の協力を得て、日本の経験、知見を提供（仏跡観光や「道の駅」、公衆衛生の取り組み等）するなど、取り組みを強化しました。また、大学との連携については、新たに、山口大学、早稲田大学等計 6 大学との間で協力協定を締結したほか、インターンシップ制度を導入し、協定締結先の大学から学生を受け入れました。一方、NGO 等の市民社会及び地域社会との協力・連携については、計画を下回っており、今後一層の推進が必要です。NGO、地方公共団体等との連携については、本行だけの取り組みでなく、相手側のニーズや事情も踏まえた対応が必要であり、業務戦略評価でも指摘のとおり、今後、より効果的な連携関係の構築に向けた戦略的な取り組みが必要と考えられます。

**円借款業務の質の向上（課題 2-6）**

評価 A

円借款業務の質を向上するため、本行は事前から事後までの一貫した評価体制の下、評価の充実に取り組んでいますが、2004 年度においても、事後評価の実施割合は 100%を達成し、また、全ての評価結果について第三者意見を取得・公表しました。このほか、「中間レビュー」（円借款の貸付契約締結後 5 年目に事業の有効性・妥当性等を検証）、「事後モニタリング」（事業完成後 7 年目に有効性・インパクト・持続性等を検証）を試行的に導入すると共に、評価結果をより分かりやすく、かつ客観的にするため、個別案件の事後評価に新たに 4 段階評価（レーティング）を導入するなど、評価体制の更なる充実に取り組みました。

課題 2-1

アジアを中心とした各国の多様な開発ニーズを踏まえた選択的な支援の推進

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
アジア地域を中心とした支援	(指標1) <b>モニタリング指標</b> 円借款承諾案件のうち、アジア地域に対する本行支援案件の承諾額の割合	90%	96%	90%		78%
	(指標2) 開発途上国政府との政策対話、マクロ経済調査、セクター調査を行った件数	79	108	172	93	97
各国の多様なニーズの適切な把握	(指標3) <b>モニタリング指標</b> 現地タスクフォースが組成され、本行が参加している国数					41
多様な開発ニーズを踏まえた優先分野への重点的・選択的な支援	(指標4) 主要支援対象国の国毎の優先分野(注1)に対する円借款承諾額の割合	92%	100%	100%	100%	99%
地域住民のニーズの適切な把握	(指標5) 円借款承諾案件のうち、案件形成・実施段階において開発途上国の地域住民・住民組織(CBO(注2))又は地域住民を代弁するNGOと直接対話する機会を有した承諾案件数の割合	14%	22%	8%	36%	20%
評価結果			A	A	A	

A: 適切な取り組みがなされている。 B: 概ね適切な取り組みがなされている。 C: 取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。  
-: 外部環境の変化等により評価不能。

(注1) 優先分野: 本行海外経済協力業務実施方針における国別実施方針中の重点分野を指します。2005年4月に新たな海外経済協力業務実施方針を制定・公表していますが、指標4は2002年4月に公表した海外経済協力業務実施方針における国別実施方針中の重点分野を対象としています。

(注2) CBO: Community Based Organization。NGOと比較し、さらに小規模地域社会に根ざした活動を行う団体。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

アジア地域を中心とした支援

- ・2004年度には、円借款によるアジア地域向け支援額は2003年度比約18%増加し、引き続きアジアを中心とした支援を行いました。アジアの構成比については、トルコ、ルーマニア、ウクライナ等アジア地域以外の国への支援が増加したことから、過去の推移に比べ低下しましたが、78%と高水準を維持しました(指標1)。



## 各国の多様なニーズの適切な把握

- ・(指標 2)については、計画を上回りました。具体的な取り組みとしては、各国の多様なニーズを把握するため、インドネシア、フィリピン、ベトナム、インド等において、開発政策に関する意見交換、優先案件に関する協議等の政策対話、国際収支・財政状況の把握、マクロ経済調査・セクター調査等を実施しました。
- ・(指標 2)の対象としていませんが、各国の多様なニーズの適切な把握への取り組みの一環として、現地事情に精通する NGO や様々な専門家を活用し、タイのバンコクにおける水質改善、スリランカの北東部農村復興等に関し、提案型調査、発掘型案件形成調査(注 3)を実施しました。

(注 3)「提案型・発掘型案件形成調査」：有償資金協力促進調査(SAF)(注 4)業務の 1 つ。提案型は、地方自治体、大学、NGO 等の国内の団体より円借款事業に役立つ知見や情報の蓄積を得ることを目的に、発掘型は高度な専門性と知見を持つ国内の多様な専門家集団から案件形成につながる提案を得ることを目的に、2001 年度より導入。

- ・現地での取り組みを強化し、ODA の効果的・効率的な実施を図るため、アジア主要国を始め、本行の駐在員事務所のある国を中心に 41 ヶ国の現地 ODA タスクフォースに参加し(指標 3)、プロジェクトの策定や準備段階からの協議を行うなど、各国の多様な開発ニーズの適切な把握に努めました。

## 多様な開発ニーズを踏まえた優先分野への重点的・選択的な支援

- ・(指標 4)については、有償資金協力促進調査(SAF)(注 4)等も活用し、優先分野における具体的な案件形成に迅速かつ効果的に取り組みましたが、相手国のニーズに機動的に対応した結果、優先分野以外の案件(注 5)への承諾も含まれたことから、計画をやや下回りました。

(注 4) 有償資金協力促進調査(Special Assistance Facility: SAF)とは、海外経済協力業務において、開発途上国による案件形成の支援、本行が資金協力の対象とした案件の円滑な実施、援助効果の促進もしくは調達に公平性・透明性の確保、及び円借款事業への知見・情報の蓄積を図ることを目的として、本行がコンサルタント等を雇用して実施する調査業務です。

(注 5) インドネシアの「国立イスラム大学保健・医学部事業」は、国立イスラム大学の保健・医学部をハード面、ソフト面の双方から整備することで、地方部・貧困層の医療高等教育への機会拡大や地方部への医師、看護師等の供給を図り、地方部の基礎的保健・医療サービスの提供を通じた貧困削減に寄与する案件です。本事業は同国への国別実施方針中の重点分野(持続的成長に必要な経済インフラ整備)には該当しませんが、教育を通じた人材育成は持続的成長を図る上での根幹を成すものであり、支援の必要性が高いものです。

## 地域住民のニーズの適切な把握

- ・(指標 5)については、ベトナム、インド等における道路ネットワーク整備事業、上下水道整備事業等の実績がありますが、当初計画されていた案件が承諾に至らなかった等の理由により計画を下回りました。注目すべき取組としてインドの「バンガロール上下水道整備事業( - 1)」では、貧困住民が上下水道管理委員会に参加し、NGO の支援を受けつつ維持・管理等を行うこととなっており、その際にメンバーとして女性の参加を確保しています。

## 2. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・上記に照らし、課題への適切な取り組みがなされたものと評価されます。円借款業務の実施にあたっては、相手国の開発ニーズを適切に把握し、受益者の参加を促進し、ひいては円借款に対する相手国国民の理解を得ることが重要であり、今後、相手国の地域住民・地域住民を代弁する NGO との直接対話など、相手国内の関係者との連携・協調を一層推進する必要があると考えられます。

- ・ なお、上記の地域住民の点については、「平成 14～16 年度業務戦略評価報告書」においても指摘しており、下記(参考)のとおり 2005 年度からの業務戦略の 2 つの課題に反映されています。

(参考)2005 年度からの業務戦略 (取り組み例については、本課題の評価結果に関連するもののみをあげています)

- 課題 「知的協力・技術支援の推進」  
取り組み例 「各国の多様な開発ニーズの適切な把握」
- 課題 「開発パートナーシップの推進」  
取り組み例 「現場における経験や知見を有する内外の NGO や CBO 等の市民社会及び地域社会と協力・連携した支援の推進」

## 課題 2-2

## 貧困削減への対応の強化

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
貧困層への支援を直接の目的とする案件(「貧困対策案件」(注1))への支援	(指標1) 円借款承諾案件のうち、「貧困対策案件」に対する承諾案件数の割合	12%	15%	19%	23%	27%
貧困層による開発プロセスへの参加促進への支援	(指標2) 「貧困対策案件」のうち、貧困層が案件形成段階において参加した承諾案件数の割合	29%	71%	42%	100%	62%
評価結果			A	A	A	

A: 適切な取り組みがなされている。 B: 概ね適切な取り組みがなされている。 C: 取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。  
- : 外部環境の変化等により評価不能。

(注1)「貧困対策案件」は、主たる受益者が貧困層であること、貧困の原因の是正に資すること、貧困削減のための特別な措置を含んでいることの観点より選んでいます。

## 1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

## 貧困層への支援を直接の目的とする案件(「貧困対策案件」)への支援

- ・ (指標1)については、計画を上回りました。具体的な取り組みとしては、インドネシア、ベトナム、バングラデシュ、インド、スリランカ等において、灌漑、農村インフラ整備、都市衛生環境改善、森林資源管理、小規模インフラ整備等における貧困対策案件への支援を行いました。特に、世界の貧困人口の約1/3を抱えるインドにおいて、貧困対策案件への対応を強化し、6案件を承諾しました。

## 貧困層による開発プロセスへの参加促進への支援

- ・ (指標2)については、計画を下回りましたが、これは貧困層の参加を前提として準備していた貧困対策案件が年度中に承諾に至らなかった等の理由によるものです。
- ・ なお、小規模インフラ等のサブプロジェクトから構成される案件に関し、実施段階においてサブプロジェクトを特定するため、案件形成段階ではなく事業実施段階において貧困層の参加が行われるものがあります。これらについては、例えば、バングラデシュの農村インフラ整備事業では、案件形成段階における貧困層の参加はありませんが、事業の実施段階において現地 NGO との連携を行うことにしています(下記事例紹介参照)。

### < 事例紹介 > 東部バングラデシュ農村インフラ整備事業（バングラデシュ）

バングラデシュは全人口の約半数が貧困層であり、また、全人口の 8 割弱が農村に居住していますが、洪水が頻発し、特に雨季における農村部での移動は著しく制限されています。本事業はバングラデシュ東部の農村において、地方主要道路等の整備や市場の改良を行い、同地域の貧困層の経済機会及び教育・医療などの社会サービスへのアクセス改善を通じて都市・農村間の経済及び社会格差を是正することを目的としており、地域住民の意向を十分反映するため、現地 NGO とも連携し、貧困女性を訓練・雇用することにより、就業機会の拡大を図ります。

## 2. 追加的な取り組みに関する評価（年間事業計画に予め掲げていないもの）

- ・ 貧困を削減するには、貧困層への直接的な支援に加えて、経済活動上重要となる経済社会インフラの整備を通じて、持続的な経済成長を促進することが重要です。本行は貧困削減を直接の目的とする「貧困対策案件」だけでなく、多様な金融ツールを用いてインドネシア、カンボジア、ラオス、ベトナム、インド等において、道路、港湾、通信等経済成長の基盤となる経済社会インフラ整備を積極的に支援しました。
- ・ また、昨今、インフラが貧困削減に重要な役割を担うことについて、国際的な再評価がなされていますが、本行としても、この点に関する国際的な理解増進に向けて、例えば、以下の取り組みを行いました。
  - 世銀・ADB と共同調査（「東アジアのインフラ整備に向けた新たな枠組み」）を実施し、東京でのシンポジウムにおいて報告書を発表
  - DAC(注 2) 貧困削減ネットワーク(注 3)のインフラ・タスクチームのチームリーダーとして中心的な役割を担い、貧困削減に対するインフラの役割に関する議論のリード、指針の取りまとめを実施

(注 2) DAC： 開発途上国の生活水準向上のために、開発援助の拡充とその効果の増大を目的とし、開発援助に関連するあらゆる問題について討議、検討を行う組織。経済協力開発機構(OECD)の下部組織。

(注 3) 貧困削減ネットワーク(Network on Poverty Reduction: POVNET)： 1998 年 6 月に発足した DAC の下部機構。2002 年の DAC の下部機構改革により、POVNET は経済成長と貧困削減に関する議論を行う場として再出発しています。

## 3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への適切な取り組みがなされたものと評価されます。引き続き、貧困削減に取り組んでいくことが重要ですが、その際、課題への取り組みの成果をより高めるため、今後、貧困対策案件における貧困層の案件形成への参加を一層推進する必要があると考えられます。
- ・ なお、「平成 14～16 年度業務戦略評価報告書」においても、貧困削減は国際社会が共有する重要な開発目標であり、国際社会は貧困削減、教育・保健等の MDGs(25 頁参照)の達成に向け取り組んでいること、ODA 大綱の重点課題に貧困削減が掲げられていることから、今後も継続して貧困削減に取り組む必要がある旨指摘すると共に、貧困削減、MDGs の達成にも貢献する経済社会インフラ整備により焦点をあてて業務運営を行っていく必要がある旨言及しており、これらは下記(参考)のとおり、2005 年度からの業務戦略の 2 つの課題に反映されています。

(参考)2005 年度からの業務戦略（取り組み例については、本課題の評価結果に関連するもののみをあげています）

- 課題 「開発途上国の貧困削減への直接対応」  
 取り組み例 「貧困層への支援を直接の目的とする案件（「貧困対策案件」）への支援」  
 「貧困層による開発プロセスへの参加促進への支援」



- 課題 「開発途上国の持続的な経済成長を推進する支援」  
取り組み例 「開発途上国の貧困削減に貢献する経済社会インフラ整備の推進」

## 課題 2-3

## 開発途上国の経済的自立に必要な民間経済活動を推進する支援

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
開発途上国の民間活動の拡充に対する支援	(指標 1) 開発途上国の中小企業・裾野産業を支援する承諾案件数	7	17	8	8	12
民間経済活動に必要な人材育成の拡充に対する支援	(指標 2) 円借款承諾案件のうち、人材育成案件の承諾案件数の割合	12%	13%	21%	9%	4%
開発途上国のIT化の促進に対する支援	(指標 3) 開発途上国のIT化を支援する出融資保証承諾案件数の割合	6%	9%	12%	10%	10%
地方への産業の分散化を進めるための地方開発促進に対する支援	(指標 4) <b>モニタリング指標</b> 円借款承諾案件のうち、地方都市におけるインフラ整備に対する承諾案件数の割合	40%	70%	26%		37%
評価結果			A	A	A	

A: 適切な取り組みがなされている。 B: 概ね適切な取り組みがなされている。 C: 取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。  
- : 外部環境の変化等により評価不能。

## 1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

## 開発途上国の民間活動の拡充に対する支援

- ・(指標 1)については、インドネシア、タイ、ベトナム等の地場金融機関や中米の地域開発金融機関である中米経済統合銀行を通じたツアー・ステップ・ローン等による中小企業・裾野産業支援を行い、計画を上回りました。

## 民間経済活動に必要な人材育成の拡充に対する支援

- ・(指標 2)については、中国内陸部やインドネシアの地方部・貧困層への教育機会拡大を図る人材育成案件を支援しましたが、年度中に承諾に至らなかった案件があったこと等の理由により、計画を下回りました。
- ・(指標 2)の人材育成案件の対象とはなりませんが、日本における研修プログラムを中国の環境改善案件(6件)に含めるなど、円借款案件の一部に人材育成コンポーネントを組み込む形での支援を行いました。

## 開発途上国のIT化の促進に対する支援

- ・(指標 3)については、中国、カンボジア、ベトナム等において、情報通信案件等 IT 化促進への支援を行い、計画を達成しました。

## 地方への産業の分散化を進めるための地方開発促進に対する支援

- ・(指標 4)については、中国、インドネシア、ラオス、ベトナム、インド、エジプト等において、上下水道、電力ネットワーク整備、空港等地方都市におけるインフラ整備への支援を行い、2003 年度の実績を上回りましたが、地方都市だけでなく、首都圏でのインフラ整備案件も多かったこともあり、過去 3 年間の平均を下回りました。

## 2. 追加的な取り組みに関する評価（年間事業計画に予め掲げていないもの）

- ・開発途上国における円滑な民間経済活動の促進に不可欠な経済社会インフラ整備へのニーズは高く、インフラが担う役割の重要性に関する国際的な再評価の潮流も踏まえ、多様な金融ツールを用いて電力、道路、港湾、空港、鉄道、通信、上下水道等経済社会インフラ整備への支援を積極的に行いました。
- ・貿易・投資等の民間経済協力を通じて開発途上国の経済発展を促進すべく、日本企業の輸出案件や投資案件等を多様な金融ツールを用いて支援しました。
- ・開発途上国では、概して外国投資に関する法制度等の未整備が海外直接投資受入れの阻害要因になっていることを踏まえ、民間部門の事業環境整備に向けて、電力、運輸セクターや製造業一般の投資環境・制度改善にかかる政策提言等を行いました。

### < 事例紹介 > カンボジア、ラオスにおける民間経済活動の推進に向けたハード・ソフト両面からの投資環境整備支援

ラオス及びカンボジアは、メコン地域(注1)の一部を構成し、近年は政治的安定と経済成長を実現しているものの、所得や生活水準において、原 ASEAN 加盟国(タイ、マレーシア等)との経済格差が大きく、地域一体としての「メコン地域開発」を進めることが課題となっています。両国が将来にわたり安定した経済成長を持続させるためには、投資環境整備を通じて、海外からの民間投資を促し、外貨獲得手段を得て、経済成長の達成を図ることが必要であり、本行は以下のとおり、ハード・ソフト両面における支援を行いました。これらは、2003 年 12 月に開催された「日・ASEAN 特別首脳会議」において表明された「日本 ASEAN 行動計画」を踏まえたメコン地域への直接投資促進のための協力と位置付けられるものです。

- ・カンボジアに対しては、通信基幹設備を整備する「メコン地域通信基幹ネットワーク整備事業(カンボジア成長回廊)」、同国唯一の外洋国際港湾である「シハヌークヴィル港緊急拡張事業」、また、ラオスに対しては、送電設備を増強する「メコン地域電力ネットワーク整備事業(ラオス)」に融資を行い、両国の経済インフラ整備を支援しました。
- ・国連貿易開発会議(UNCTAD)と共に、カンボジアとラオスに対し、海外直接投資を促進する上で必要な関係法令の整備、情報提供機能の強化、機構・組織の改善等に関する提言書(海外直接投資環境整備・改善に係る政策提言書(通称 Blue Book))を作成・手交しました。同提言をもとに、両国政府による投資環境の整備・改善が早急かつ確実に進められることが期待されており、特に、両国が他国に対して比較優位を有する労働集約的な軽工業等への直接投資を促進させ、その輸出競争力を強化することも期待されています。

(注1)メコン地域(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム、タイ、中国雲南省から構成)とは、インドシナ半島を縦走するメコン川流域を指し、面積約230万km<sup>2</sup>(日本の約6倍)、人口約2.5億人(同約2倍)を有しています。同地域諸国は、中国、タイを除く各国は東南アジア諸国連合(ASEAN)に1990年代後半に新たに加盟しました(タイは1967年の原加盟国)。

### 3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への適切な取り組みがなされたものと評価されます。
- ・ なお、平成 14～16 年度業務戦略評価報告書では、経済成長を支え、貧困削減を持続可能なものとするためには、経済社会インフラ整備により焦点をあてると共に、総体として開発途上国の発展を促進するよう、ODA と ODA 以外の資金との流れの連携強化、民間の活力や資金を十分活用することが肝要であり、また、持続的成長の基礎となる人材の育成、IT 化への支援も行っていくことが必要である旨指摘しており、これらは 2005 年度からの業務戦略に反映されています。

(参考)2005 年度からの業務戦略

- 課題 「開発途上国の持続的な経済成長を推進する支援」  
取り組み例 「開発途上国の貧困削減に貢献する経済社会インフラ整備の推進」  
「開発途上国の民間経済活動の拡充に対する支援」  
「開発途上国の人材育成に対する支援」  
「開発途上国の IT 化の促進に対する支援」  
「地域格差の是正に対する支援」

課題 2-4

知的協力の推進

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
開発政策の立案、案件形成から完成後の運営・維持管理に至る、あらゆる段階における知的協力の推進	(指標1) 調査業務(SAF・SADEP)及び委託調査、セクター調査、その他の機会を通じた提言件数(注1)	90	90	172	210	152
問題解決、優良案件形成における経験・教訓の途上国との共有の強化	(指標2) 開発途上国に対するフィードバックセミナー(注2)の開催件数	10	5	7	8	10
日本の知見・ノウハウ・技術を活用した支援の強化	(指標3) <b>モニタリング指標</b> 円借款承諾案件のうち、「本邦技術活用条件」(STEP)制度を活用した承諾案件数の割合	14%	4%	13%		8%
評価結果			A	A	B	

A: 適切な取り組みがなされている。 B: 概ね適切な取り組みがなされている。 C: 取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。  
- : 外部環境の変化等により評価不能。

(注1) 2004年度より、駐在員事務所の活用をはかるため、本店を通じた提言実施に加え、駐在員事務所による提言を加えています。  
(注2) 本指標に関するフィードバックセミナーは、事後評価に限りません。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

開発政策の立案、案件形成から完成後の運営・維持管理に至る、あらゆる段階における知的協力の推進

- ・ (指標1)については、案件形成準備の遅延等により調査の実施を見送ったものがあつたこと、計画値の水準をやや高めに設定したことなどから、計画を下回りました。実績としては、開発効果を一層高めるため、資金協力と並行して、SAF等調査業務を活用し、タイ、インドネシア、ベトナム、インド等において、上下水道、運輸、廃棄物、電力等の各セクターにおける政策・制度改善、組織強化、事業の運営維持管理の改善等に関する知的協力を実施しました。その際、提言の実現性を確保するため、タイ、中国、ベトナム、スリランカ等では、提言に止まらず調査の中でその実行を支援する工夫を行うと共に、例えば、アジア6カ国を対象とした「アジアにおける灌漑農業における貧困削減戦略」、「開発援助と地域公共財」、「カラチ(注:パキスタン最大の商業都市)再生シナリオ」等のシンポジウム/セミナーを開催するなど、調査結果に関するフィードバックを充実しました。



< 事例紹介 > 電力市場に関する制度設計：インドを事例としたセミナーの開催

インドのニューデリーで開催した本セミナーは、近年、インドで議論されている電力セクターの政府の改革方針を踏まえ、地域間の電力融通のあり方について、本行が実施した調査の結果をフィードバックすると共にインド電力省、規制委員会、政府系発電事業者、送電公社、電力取引公社などインド側の電力関係者と議論することを目的としたものです。インドでは、従来から電力セクターの不採算性および非効率性が指摘されており、州際の電力取引を活発化させることによって既存の電源設備の有効活用を図ろうという議論がありますが、本調査では先進国の事例・経験からインドの電力取引活性化に役立つ制度的教訓を抽出し、中長期的な電力セクター改革の一方向性を提示しました。

### 問題解決、優良案件形成における経験・教訓の途上国との共有の強化

- ・ 事後評価から得た教訓や提言を開発途上国政府、政府機関、受益住民等と幅広く共有するため、タイ、インドネシア、インド等において、個別案件の事後評価結果に関するフィードバックセミナーを、また、フィリピン等において、「公害防止と持続的な環境モニタリングへの支援」、「農民参加による貧困削減の有効性」等のテーマ別評価に関するフィードバックセミナーを開催し、(指標 2)の実績は計画を上回りました。

### 日本の知見・ノウハウ・技術を活用した支援の強化

- ・ 本邦技術活用条件(STEP)適用案件については、インドネシアの道路、ベトナムの港湾等の実績がありましたが、承諾件数の割合は過去 3 年間の平均を下回りました(指標 3)。なお、承諾額の割合では 2003 年度の 6%から 10%に上昇したほか、ウズベキスタンに初の STEP 適用案件を供与しました。
- ・ (指標 3)の対象ではありませんが、中国、インド等において、人材育成、上下水道整備、環境対策、仏跡観光整備等の分野の案件形成段階において、SAF 等も活用し、日本の大学、地方公共団体との連携を通じ、日本の知見・ノウハウを活かした支援を行いました。

## 2. 追加的な取り組みに関する評価 (年間事業計画に予め掲げていないもの)

- ・ 開発途上国への知的協力の推進の一環として、人材育成・組織能力強化の分野では、円借款に関する具体的なノウハウの修得、効果的な実施につなげるため、JICA と連携し、開発途上国政府・政府機関等の中堅幹部職員やプロジェクト担当者を対象に「公的資金協力」、「公的債務管理能力」、「灌漑・水管理」等多岐にわたる実務的なテーマによるセミナーを 6 件開催しました。
- ・ 開発途上国の開発プロジェクトに関する評価能力向上を支援するため、開発途上国政府との合同評価を実施したほか、開発途上国の円借款事業担当者を対象にした ODA プロジェクト評価セミナーを開催すると共に、タイでの「ODA 評価ワークショップ」に参加しました。
- ・ 開発途上国の調達監理能力向上を支援するため、開発途上国政府・実施機関等向けの調達セミナーを 8 カ国、9 回にわたり実施しました。
- ・ 投資環境整備に向けた知的支援の一環として、国連貿易開発会議(UNCTAD)と共に、カンボジアとラオスに対し、海外直接投資促進のための環境整備・改善に関する政策提言書(通称:Blue Book)を作成・手交しました。

### 3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への概ね適切な取り組みがなされたものと評価されます。調査等を通じた提言については、件数ベースでは実績が計画を下回ったものの、調査の中で提言の実行を支援する工夫や開発途上国への調査結果のフィードバックを充実する取り組みが行われており、知的協力の有効性を高めるためにも、今後ともこれらを推進することが重要と考えられます。
- ・ なお、「平成14～16年度業務戦略評価報告書」においても、開発効果を高めるため、引き続き、我が国が有する優れた知見・ノウハウを活用し、資金協力と一体として政策・制度改善、実施能力強化、事業の運営・維持管理の改善等に向けた知的協力を行っていく必要がある旨指摘しており、これらは2005年度からの業務戦略に反映されています。

(参考)2005年度からの業務戦略 (取り組み例については、本課題の評価結果に関連するもののみをあげています)

- 課題「知的協力・技術支援の推進」  
取り組み例「開発途上国の政策立案、案件形成から完成後の運営・維持管理に至る、あらゆる段階における知的協力・技術支援の推進」  
「問題解決、優良案件形成における経験・教訓の開発途上国との共有の強化」

## 課題 2-5

## 我が国国民の参加と他の援助形態・機関等との連携による開かれた円借款業務の推進

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
業務の企画立案、案件形成における国民参加の業務運営の推進	(指標1) 「提案型案件形成調査」(注1)等を活用し国民の知見・アイデアを取り入れた案件形成の件数		6	9	8	8
現場における経験や知見を有する内外のNGOやCBOなどの市民社会及び地域社会と協力・連携した支援の推進	(指標2) NGO・CBO等の市民社会・現地の地域社会が参加した円借款承諾案件数の割合	12%	26%	6%	39%	14%
都市基盤整備、公害対策、地方行政サービス等の経験知見を有する我が国地方公共団体と協力・連携した支援の推進	(指標3) 地方公共団体の協力を組み入れた円借款承諾案件数		5	7	4	10
我が国の他の援助形態(技術協力・無償資金協力)と一体となった支援の推進	(指標4) 技術協力、無償資金協力と連携した円借款承諾案件数の割合	31%	22%	24%	41%	35%
他の援助機関や国際機関が参加する国際的枠組みにおける知的協力の推進	(指標5) 開発支援に係る国際的な枠組み(PRSP、CDF)、又は国際機関との連携によるセクター会合における提言件数(注2)	18	26	53	63	42
評価結果			A	B	B	

A: 適切な取り組みがなされている。 B: 概ね適切な取り組みがなされている。 C: 取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。  
-: 外部環境の変化等により評価不能。

(注1) 本行が国別に設定した調査テーマに対する日本国内の団体等からの提言に基づく調査です。

(注2) 2003年度より駐在員事務所の活用を図るため、本店を通じた提言実施に加え、駐在員事務所による提言を加えています。

## 1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

## 業務の企画立案、案件形成における国民参加の業務運営の推進

- ・ (指標1)の実績は計画を達成しました。具体的な取り組みとしては、フィリピン、スリランカ等で焼畑・不法森林伐採管理強化、農村復興開発等に関する「提案型調査・発掘型案件形成調査」を実施しました。
- ・ 国民の参加による開かれた業務運営を推進すべく、「提案型調査・発掘型案件形成調査」については、公示回数を年1回から2回に増やすとともに、国毎に具体的なテーマを設定し、円借款事業との関連性をより明確化するなど、調査スキームの改善を行いました。また、提案型調査については、大学、地方公共団体、NGO等からの提案を強く推奨し、評価にあたっては、この点を考慮するなど、より効果的な制度とする

ための取り組みを行いました。

### 現場における経験や知見を有する内外の NGO や CBO などの市民社会及び地域社会と協力・連携した支援の推進

- ・(指標 2)については、インドでの植林案件、ウクライナでの空港案件等における取り組みがありますが計画を下回りました。これは NGO や CBO 等との協力・連携を進めていた案件が年度中に承諾に至らなかった等の理由によるものです。
- ・なお、(指標 2)の対象とはなりません。案件の実施段階での NGO 等との連携として、例えば、1997 年度から数次にわたり円借款を供与しているインド「デリー-高速輸送システム建設事業」では、実施段階において現地 NGO と連携して現場における HIV/エイズ対策に取り組んでいます。
- ・より幅広い層の国民の参加を得ると共に、国民の経験や知見を円借款業務に反映するため、「NGO - JBIC 協議会」や、我が国 NGO、地方公共団体、大学、民間企業等の参加によるベトナムにおける「国民参加型援助促進セミナー」を開催しました。

### 都市基盤整備、公害対策、地方行政サービス等の経験知見を有する我が国地方公共団体と協力・連携した支援の推進

- ・(指標 3)については、計画を上回りました。具体的な取り組みとしては、中国の上下水道整備、環境対策、インドの仏跡観光整備や下水道整備の分野の事業の形成段階において、福岡市、四日市市、札幌市、大阪市、広島県、奈良県、岡山県等の専門家の協力を得て、公衆衛生等に関する日本の地方公共団体の経験・知見を提供するなどの連携を行いました。

#### < 事例紹介 > ウットル・ブラデシュ州仏跡観光開発事業(インド)

本事業はインドで最大の貧困人口を抱える同国北部ウットル・ブラデシュ州において、仏跡サーキットと呼ばれる観光・巡礼ルートにおけるインフラの整備や遺跡保護などの観光資源の有効活用や地域振興を通じて、貧困層を含む地域住民の雇用創出等に繋がる地方開発に貢献しようとするものです。地域の活性化により役立つ事業とするため、本行の事前調査において、世界的にも有数の仏跡観光地である奈良県と独立行政法人東京文化財研究所と連携し、地域住民主体の「道の駅」(注)設置の経緯や体験談を現地セミナーにて地域住民などに紹介しました。日本の「道の駅」システムが本事業の一部に導入されることになっているほか、村おこしや「道の駅」に関する専門家も派遣される予定です。

(注) 道の駅：日本独自の地域活性化への取り組みであり、道路利用者のための「休憩機能」、道路利用者や地域の方々のための「情報発信機能」、道の駅を契機に町と町が手を結びあう「地域の連携機能」を併せ持つ休憩施設です。

- ・このほか、(指標 3)の対象にしていますが、フィリピンの産業公害防止を支援する既往円借款案件の実施段階での取り組みとして、生産性を向上させると同時に、環境負荷も軽減する効果を持つクリーンアップロダクション(CP)に関する優れた知識・経験を有する北九州市と連携し、フィリピンでの CP 普及のための説明会を開催するなど、日本の地方公共団体との連携を行いました。

## 我が国の他の援助形態(技術協力・無償資金協力)と一体となった支援の推進

- ・(指標 4)については、インドネシア、ベトナム、インド、スリランカ等で技術協力との連携を行いました。案件承諾の遅れ等の理由から計画を下回りました。実績としては、円借款承諾案件数の約 20%にあたる 10 件において、JICA の開発調査が行われたほか、連携 D/D(注)の対象となる円借款案件 2 件(インドネシアの道路案件、ベトナムの港湾案件)を承諾しました。
- ・(指標 4)の対象としていませんが、プロジェクトの形成・準備、実施・監理、完成後等の段階において、以下のとおり技術協力・無償資金協力と一体となった支援を推進しました。
  - イラクのインフラ整備緊急復興に係る円借款支援対象案件形成のための JICA 調査等との密接な連携
  - 円借款事業に対する必要な技術指導等のための専門家派遣(フィリピン、スリランカ、パキスタン、チュニジア等計 13 件)
  - プロジェクトの実施・監理段階での技術協力との連携(ベトナムの港湾案件における港湾管理制度の改善に関する技術協力)
  - 完成後の事後監理段階での連携として、円借款完成案件に対するリハビリ無償(インドネシアの火力発電所事業 1 件)
  - 連携 F/S(注)(インドネシア、スリランカ等で 6 件)
  - 開発途上国政府・政府機関等の職員を対象とした JICA との連携によるセミナーの開催(「環境改善・公害対策融資」、「灌漑・水管理」等 6 件)

(注) 連携 D/D: 円借款事業の実施を前提に、事業の詳細設計を JICA が実施するものです。

連携 F/S: 円借款事業の実施を前提に、経済面、社会面、技術面、環境面等の観点から事業の実施可能性を検討するための調査を JICA が実施するものです。

## 他の援助機関や国際機関が参加する国際的枠組みにおける知的協力の推進

- ・(指標 5)については、計画を下回りました。具体的な取り組みとしては、以下などがあります。
  - 米州開発銀行(IDB)、ADB と共に「開発援助と地域公共財に関する東京フォーラム」を開催し、国境を越えた「地域公共財」の供給に関し、戦略、優先順位、資金調達、計画実施後の検証や評価等の諸問題について活発な意見交換を行い、日本が貢献できる地域公共財の分野として防災を紹介しました。
  - 国際的な潮流となっている援助手続き調和化に関し、ベトナム、インドネシア、フィリピン等で世界銀行、ADB 等と連携し取り組むと共に、DAC ハイレベルフォーラムにおいて、東アジアにおける調和化の経験を紹介しました。
- ・(指標 5)の対象としていませんが、他の援助機関や国際機関が参加する国際的枠組みにおける知的協力の推進の一環として、以下の取り組みを行いました。
  - DAC 貧困削減ネットワークのインフラ・ワークショップにおいて、本行がチーム・リーダーの役割を果たし、経済社会インフラ整備による経済成長を通じた貧困削減及びミレニアム開発目標(MDGs)への貢献に関する議論のリード、取りまとめを行いました。
  - 2005 年 1 月の神戸での国連防災世界会議において、日本の地方公共団体の防災知見を活用した国際協力に関するシンポジウムを開催しました。



## 2. 追加的な取り組みに関する評価（年間事業計画に予め掲げていないもの）

- ・我が国の各種機関との連携強化の一環として、日本の大学の優れた知見・ノウハウを円借款業務に活用するため、6つの大学との協力協定を締結しました。これにより、協力協定を結んでいる大学数は、2003年度1大学とあわせ合計7大学となりました。また、大学との連携の一環として、インターンシップ制度を導入し、協力協定締結先の大学から学生(大学院生6名)を受け入れました。このほか、事後評価や人材育成等の分野に関する調査を大学に委託したほか、中国の人材育成事業では、日本の大学が研修生受け入れの協力を行う予定であるなど、日本の大学の知見を活用した業務を推進しました。
- ・他の援助形態・機関等との連携の一環として、世界遺産の保護を通じた貧困削減を実現すべくユネスコ世界遺産センターと、また、アフリカ地域の経済開発に効果的に取り組むことを目的にアフリカ開発銀行と、それぞれ業務協力協定を締結し、国際機関との連携を推進しました。

## 3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・上記に照らし、課題への概ね適切な取り組みがなされたものと評価されます。本評価の結果からは、今後、特にNGOやCBO等の市民社会及び地域社会との協力・連携を一層推進する必要があると考えられます。なお、NGO・CBO等の市民社会及び地域社会、地方公共団体等関係機関との連携については、本行だけの取り組みでなく、相手側のニーズや事情も踏まえた対応が必要であり、今後、より効果的な連携関係の構築に向けた戦略的な取り組みが必要と考えられます。
- ・なお、「平成14～16年度業務戦略評価報告書」においても、国民の参加と他の援助形態・機関等との連携は開発成果実現のために不可欠であり、ODA大綱でも謳われている重要課題であることから、本行としても、引き続き各々に取り組んでいく必要がある旨指摘しており、これらは下記(参考)のとおり、2005年度からの業務戦略の2つの課題に反映されています。

(参考)2005年度からの業務戦略

- 課題「開発パートナーシップの推進」  
 取り組み例「現場における経験や知見を有する内外のNGOやCBO等の市民社会及び地域社会と協力・連携した支援の推進」  
 「我が国地方公共団体や大学と協力・連携した支援の推進」  
 「我が国のほかの援助形態(技術協力・無償資金協力)やODA以外の資金と一体となった支援の推進」  
 「他の援助機関や国際援助機関が参加する国際的枠組みにおける知的協力の推進」
- 課題「国民の参加(開かれた円借款業務)」  
 取り組み例「業務の企画立案、案件形成における国民参加の業務運営の推進」

## 課題 2-6

## 円借款業務の質の向上

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
債務状況に配慮した 支援の推進	(指標1) マクロ経済調査、債務負担能力調査 の実施件数	5	16	39	16	22
	(指標2) 開発途上国向けの債務管理能力向 上のためのセミナー・研修の実施国 数	11	15	7	20	22
評価の充実	(指標3) 全評価件数に対する第三者評価(第 三者の意見を徴求した評価を含む) の実施割合	79%	100%	100%	100%	100%
	(指標4) 事後評価の実施割合	100%	100%	100%	100%	100%
	(指標5) プログラムレベルの評価・テーマ別評 価の件数	4	5	7	4	4
	(指標6) 途上国の研究機関、NGO、国際機 関、大学関係者等との合同評価の件 数			2	3	7
評価結果			A	A	A	

A: 適切な取り組みがなされている。 B: 概ね適切な取り組みがなされている。 C: 取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。

-: 外部環境の変化等により評価不能。

## 1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

## 債務状況に配慮した支援の推進

- ・ (指標1)については、ラオス、カンボジア、フィリピン、インド、トルコ、ウクライナ等において、本行の外国政府等信用力評価の分析を活用しつつ、円借款供与に際してのマクロ経済調査等を実施しました。また、(指標2)については、タイ、ラオス、ベトナム等開発途上国政府・政府機関の円借款業務担当者等を対象に、JICA との連携による債務管理能力向上のためのセミナー等を実施し、共に計画を上回りました。

## 評価の充実

- ・ 円借款業務の質の向上と対外的な説明責任の確保に向けて、評価の充実に取り組み、(指標3)から(指標6)の実績は全て計画を達成または上回りました。指標の対象にしていない取り組みも含め、評価の充実が進展していると評価されます。

- 第三者評価の実施割合(指標3)、事後評価のカバー率(指標4)はいずれも100%を達成しました。

- 個別案件の評価だけでなく、貧困削減、環境、水資源管理等特定の分野に関するテーマ別評価（プログラムレベル評価）を実施しました（指標 5）。
- 円借款事業の質的向上を図るためには、評価結果を開発途上国の様々な関係者と共有すると共に、彼ら自身の評価能力を高めていくことが重要であるとの認識から、インドネシア、タイ等において相手国政府、現地 NGO 等との合同評価を実施し、評価結果の共有を図ると共に、評価能力の向上を支援しました（指標 6）。

・上記の（指標 3）～（指標 6）の対象にしていない取り組みは以下の通りです。

- 2003 年度に事後評価を行った全ての結果（個別案件 52 件、テーマ別評価 6 件）を「円借款事業評価報告書 2004」として発行すると共に、本行ホームページに掲載しました。その際、評価結果をよりわかりやすく、かつ客観的なものとするため、個別案件の事後評価に新たにレーティング（A：非常に満足、B：満足、C：概ね満足、D：不満足からなる 4 段階評価）を導入しました。その結果、対象 52 事業の評価の内訳は、A が 20 件（38%）、B が 20 件（38%）、C が 10 件（20%）、D が 2 件（4%）となりました。
- 全ての評価結果について、開発途上国の有識者から「第三者意見」を取得・公表しました（指標 3 にも関連）。第三者意見書については、上記の「円借款事業評価報告書 2004」に、事業ごとにその要旨を第三者のプロフィールとともに公表しています。また、本文については、本行ホームページに掲載している個別評価報告書全文版に公表しています。
- 本行は 2001 年度から、事業の実施前にその成果目標をより定量的な指標を用いて設定する「事業事前評価表」を公表しており、事前から事後までの一貫した評価体制を確立しています。2004 年度の事前評価対象全案件について、事業事前評価表を公表しました。
- 評価制度の更なる拡充に向けて、円借款の貸付契約締結後 5 年目に事業の有効性・妥当性等を検証する「中間レビュー」、事業完成後 7 年目に有効性・インパクト・持続性等を検証する「事後モニタリング」を試行的に導入しました。
- 貧困削減効果の評価等での評価手法の開発や日本の大学の知見活用による評価の充実を図りました。
- 外部有識者の参加による「円借款事後評価フィードバック委員会」を 2 回開催し、評価結果の業務へのフィードバックを促進しました。

## 2. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・上記に照らし、課題への適切な取り組みがなされたものと評価されます。
- ・なお、「平成 14～16 年度業務戦略評価報告書」では、開発成果をあげるため、円借款業務の質を一層向上させることが求められており、評価を通じて実施状況や効果を的確に把握すると同時に、評価から得られた経験・教訓をフィードバックすることが重要であるとの認識の下、これまでの間、本行は評価の充実に向けて鋭意取り組んできましたが、より効果的・効率的な ODA 実施に対する要請は益々高まっており、開発成果重視の取り組みを一層徹底すべく、評価の充実に継続して取り組んでいく必要がある旨指摘しており、これらは 2005 年度からの業務戦略に反映されています。

（参考）2005 年度からの業務戦略

- 課題 「円借款業務の質の向上」  
取り組み例 「円借款対象案件における評価の充実」